

17 パートナシップで
目標を達成しよう

近所の達人！ 学習ボランティア

『ゆうゆうびとバンク』を 活用しよう！

問 生涯学習課（6階） ☎561-2427、FAX561-2488

ゆうゆうびとバンクとは？

『ゆうゆうびとバンク』は、さまざまな知識や技術・経験を社会で生かしたいという個人やグループ、団体を登録している学習ボランティア活動の人材バンクです

- 自分の知識や経験、技術を市民の皆さんに提供したい
- 免許や資格は無いけど、得意なことを教えたい などボランティア活動を希望する人の登録をお待ちしています。



▲現在約70の個人・団体が登録の「ゆうゆうびとバンク」冊子

「ゆうゆうびとバンク」登録者募集中！

講師をお願いするときは？



近くの地域まちづくりセンターに、バンク登録者の連絡先などの情報をまとめた冊子が設置されています。また、ホームページから講師情報を確認することができます。講座の日程調整などは講師と直接行ってください。

ゆうゆうびとバンクの登録条件は？



- 市内で学習ボランティアをすることができる人(市内在住で通勤・通学している人でなくても構いません)
 - 営利・政治・宗教活動を目的とする登録でないこと
 - 指導や活動内容が、広く市民の生涯学習を支援するためのものであること
- ※申請内容についてお問い合わせをする場合があります

ゆうゆうびとバンク登録者に 聞いてみました

「暮らしに絵本時間」代表

絵本講師・絵本セラピスト® 澤村 忍さん

子どもだけでなく、いろいろな世代に向けて、絵本を通じて交流できる場づくりや、絵本の

楽しさを広める「暮らしに絵本時間」の活動を7年間しています。その活動の特徴は、大人向けの絵本講座があることです。毎回テーマを決めて、6～7冊の絵本の読み聞かせの後、私からの質問形式で皆さんに考えていただき、絵本について気付いたことや感じたことを話し合います。人によってそれぞれ経験が違い、絵本の受け止め方も異なります。他の参加者の感想を聞くことで気付きや発見があるため、大人にこそ、ぜひ絵本を読んでもらいたいです。講座情報は、SNSで発信していますので、ご覧ください。

ゆうゆうびとバンクには、昨年の3月に登録し、登録後はまちづくりセンターからも声が掛かるようになりました。4月1日(土)～2日(日)にはくさつ夢本陣広場(草津二)で、草津まちづくり株式会社が主催する「くさつ桜まつり」で「絵本展示とおはなし会」を行います。ゆうゆうびとバンクには、積極的に社会に向けて活動したいという方が登録されているため、講師として依頼する方の情報ツールとしても役立っています。ぜひ、ゆうゆうびとバンクにご登録いただき、皆さんの活動を社会に生かしてください。

偶数月にくさつ夢本陣広場で開催される「ゆめほんDAY」にグループメンバーと一緒に参加して絵本展示とおはなし会をしています。



▲ゆめほんDAYでのおはなし会のようす

交通事故のない 安全で安心な まちづくり

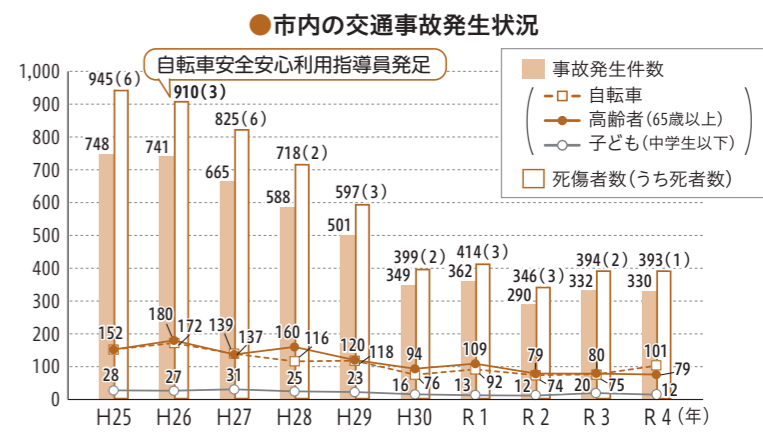


市では、交通事故のない安全で住みよいまちづくりを進めるため、市内の交通事故の状況などを踏まえながら、さまざまな事業を行っています。

11 住み続けられるまちづくりを

草津市の交通事故の状況

市内の過去10年の交通事故発生状況を見ると、発生件数、死傷者数共に減少し、自転車が関係する事故をみても同様に減少傾向にあります。また、発生件数は減少しているものの、高齢者が関係する事故は、全事故の20～30%を占め、子どもが関係する事故は、全事故の4～6%を占めた状態で推移しています。



さまざまな交通安全教室

01 わかばチームの交通安全教室

交通政策課の「わかばチーム」が、市内のこども園や保育所(園)、幼稚園、小学校などで、先生や地域の人と一緒に交通安全教室を行っています。模擬道路を歩きながら、信号機の見方や安全確認の大切さを学びます。



03 スケアードストレート方式*の交通安全教室

市内の中学校から毎年2校を「自転車交通安全マナーアップ重点校」に指定し、生徒会や地元の交通ボランティアと協力して自転車通学者の交通安全指導を行っています。令和4年度は、11月に松原中学校、高穂中学校で、スケアードストレート方式の交通安全教室を開催しました。

※交通ルールの必要性について、受講生に考えてもらえるように、目の前で交通事故を再現する方法



02 自転車の安全で安心な利用教室

市では「草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例」を制定し、交通政策課の自転車安全安心利用指導員が、街頭啓発や街頭指導、自転車の防犯診断などを行っています。また、出前形式の交通安全講座で、自転車保険や自転車のルールなどをDVDや講話で解説します。



お知らせ

「自転車安全利用五則」が新しく変わりました

- 1 車道が原則、左側通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



問 交通政策課（5階） ☎561-2343、FAX561-2487